

生徒心得

-松戸市立旭町中学校-

生徒指導部

旭町中学校の生徒指導方針は、「一般社会人生活・高校入試を見据えた身だしなみ指導」と「社会生活を送る上での思いやりを持った規範意識の育成」を柱とする。

多様化する社会に対応すべく、生徒、保護者、学校職員が連携を取り、適切な見直しを適宜行う。そして、全員の共通理解・認識のもと、より良い学校生活の実現を目指して設定し、遵守していくものとする。

1 身だしなみ

- 高校入試に臨む際にふさわしい髪型。
- 授業、体育、部活動などの活動時、妨げにならない髪型。
妨げになる髪型は、髪ゴム・ピン（黒・紺・茶色と落ち着いた色）で束ねるか、とめ、整える。
- 化粧は学校生活において、不要と判断する。
- 日焼け止めを使用しても構わないが無香料のものであること。
- 日傘を使用する際は、落ち着いた柄・色のものであること。

2 服装

- 【学校標準服】
- (冬) 標準学生服マーク付きの学生服上下もしくは学校指定の標準服にリボンを着用。
 - (夏) 標準学生服マーク付きの学生ズボンに白いワイシャツもしくは白の丸えりのブラウス、つりスカート、ベストにリボンを着用。

- 【松戸市標準服】 松戸市が定める標準服の規定に沿う。
学校指定のネクタイ、もしくはリボンを着用。
夏服の期間はネクタイ、リボンを着用しなくてもよい。
- 【衣替え】 特定の期間は設けない。(天候不順により衣替えの適切な時期を定めにくいことから) なお、式典時は以下のように行う。
○夏服・・・1学期終業式、2学期始業式
○冬服・・・それ以外の式典時
- 【校内服】 ○学校指定のジャージ上下。
○夏服期間は半そでの体操服。教室のみジャージ着用可。
- 【体操服】 ○上は半そでの体操服。
○下はハーフパンツ。
- 【名札】 ○校内服、体操服には白い布製で学年カラー枠のものを左胸につける。
- 【靴】 ○運動靴は、白、黒、紺を基調とした運動に適したものの。靴ひもやワンポイントも落ち着いたものとする。
○上履きは学校指定の青ライン入りのもので、体育館履を兼ねる。
- 【くつ下】 ○白、黒、紺、グレー系統のくるぶし丈以上のソックス。
- 【防寒具】 ○黒、紺、茶、グレー系統の落ち着いた色のもの。
(ダッフルコートやPコートなど正装にあうもの。)
○セーターやカーディガンを着用する際は、ジャージの袖から出ないように着用する。
セーターの色は黒、紺、茶、グレー系統の落ち着いた色のものとする。
○校内服の防寒具として、トレーナーの着用を認める。色は黒、紺、茶、グレー系統の落ち着いた色の無地のものとする。
○マフラーやネックウォーマーを着用する場合は、制服を着用した際に不自然ではない、落ち着いた色のものとする。
○タイツを着用する際は、黒など落ち着いた色のものとする。

3 鞆

- 奥行38cm 縦24cm 横35cmのロッカーに入る大きさ。大きい場合は折りたためればよい。
- 黒、紺など落ち着いた色。制服を着用した際に不自然ではない色。
- 肩ひもは適切な長さ、リボンなどの華やかな装飾は不可とする。通学用の鞆として、エナメルバッグなどの肩掛けカバンは、片方の肩に重心がかかるため不可とする。
- 500円玉サイズ程度のキーホルダーを1つ鞆につけても構わない。破損や紛失の際の責任は個人が負う。

4 その他

貴重品	不必要な貴重品は持ってこない。どうしても持参する際は、保護者が届け出を行い、登校時に学校職員へ預ける。紛失などの際の責任は、個人が負うものとする。
自転車	松戸市の方針に従い、学校生活に関わる場面での使用を認めない。
スマートフォン 携帯電話	学校生活に関わる場面での使用を認めない。
その他不要物	学校生活において不要なものは持ち込まない。

5 規則の改定

- 「生徒心得」は生徒、保護者、学校職員が適切な見直しを適宜行い、学校長が最終判断を下し、改定することができる。
- 令和5年4月1日より書面ではなく、電子化とする。
- この規則は令和6年4月1日より施行する。
- 令和6年4月16日衣替えについて改定。